

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開 ——近時の判例を中心として——

小松良正

一 序論

二 判例の考察

1. 不法行為の領域
2. 契約の領域
3. 分割禁止原則に対する例外

- 1 訴訟原因分割禁止の原則による後訴の遮断
 2. 前訴訟判所における管轄権の制限と分割禁止原則
 3. 訴訟原因分割禁止の原則と重複訴訟の禁止
 4. 訴訟原因分割禁止の原則に対する例外
- 四 結論——必要的請求併合の視点からの再構成——

一 序論

原告が、被告に対して有する数量的に可分な金銭その他の代替物の給付を目的とする債権の一部を分割して訴求

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開

した後、さらに残部について訴求することができるかという一部請求の問題については、わが国においてもこれまで多くの学説が主張され、見解の対立が著しい領域の一つといつてよいであろう。例えば、わが国においては、これまで一部請求を全面的に肯定する説、一部請求そのものを否定する説、一部であることの明示がある場合にのみ一部請求を肯定し、一部であるとの明示がない場合には一部請求を否定する制限的肯定説、前訴における手続保障の存在を基準として残部請求の可否を決定する説、そして信義則の観点から残部請求の可否を判断する説が主張されてきた。このような見解の対立の背後には、民事訴訟における訴訟対象や判決効という概念についての捉え方の違い、ひいては民事訴訟制度そのものの存在意義に関する論者の見解の相違が存在するということはいまでもない⁽¹⁾。

これに対して、アメリカの民事訴訟においては、原告が単一の訴訟原因（請求）を分割することができないという、訴訟原因（請求）分割禁止の原則（rule against splitting a cause of action or claim）が適用されてきた。この原則は、多数の訴訟による応訴の煩から被告を保護し、また裁判所の時間の浪費を防ぐことを目的としたものである⁽²⁾。この原則によれば、原告は単一の訴訟原因（請求）を分割してその一部を訴求し確定判決を得た後、訴訟原因の残部に基づいて訴えを提起することは遮断され、また原告が単一の訴訟原因（請求）を分割して同時に別個の訴えを提起することは、重複訴訟に当るものとして禁止されることになる⁽³⁾。そして、大多数の法域の裁判所は、分割禁止の対象とされる訴訟原因（請求）の同一性の基準を、取引または事件の同一性に求めている⁽⁴⁾。これに対して、少数の法域の裁判所は、訴訟原因（請求）の同一性の基準を主たる権利（primary right）の同一性に求めており、前者よりも狭い訴訟原因の概念を採用している⁽⁵⁾。したがって、実務上、原告側の代理人は、前訴において可能な限り広範な争点を形成し、原告が有する可能性のあるすべての救済を要求すべきであるとされ、また、分割禁止

原則の適用を防ぐことができるかどうかは、特定の法域が訴訟原因をどのように定義するかにかかると、原告の代理人は、訴答の前に、適用される原則を確定しておくべきものとされている。⁽⁶⁾ 例えば、単一の違法なまたは過失による行為が身体上と財産上の損害を発生させた場合、大多数の法域の裁判所は単一の訴訟原因のみが存在するものと判示してきた。この見解にたてば、いずれかの損害の賠償を求める請求につき判決が言い渡されたとすれば、他方の損害の賠償を求める後訴は遮断されることになるであろう。⁽⁷⁾ 他方において、原告の訴訟原因の分割が、原告の不知、錯誤により生じ、また相手方の詐欺行為によって引き起こされた場合のように、原告の訴訟原因分割について原告に帰責性を問えないような場合や、被告を多数の訴訟による応訴の煩から保護する必要性の存在しないような場合には、判例は分割禁止の原則に対する例外を肯定し、後訴は遮断されないと判示してきた。⁽⁸⁾ そして、判例における訴訟原因分割禁止の原則の本質は、原告が同一の取引または事件から生じた数個の請求を併合して訴えなければならぬとする必要的請求併合のルールであることが、以前から学説により指摘され、必要的併合という視点からこの原則を再構成する見解が主張されてきた。⁽⁹⁾

本稿は、アメリカの民事訴訟において、単一の訴訟原因（請求）分割禁止の原則が判例上どのように適用されているかを概観することにより、わが国における一部請求の問題に対する示唆をうめることを目的とする。そこで、まず第一に、訴訟原因分割禁止の原則に言及するアメリカの最近の判例を、不法行為、契約の領域について考察し、さらに分割禁止の原則に対する例外を肯定した判例を概観することにする。第二に、以上の判例の概観を前提として、これらの判例を分析し、判例が、訴訟原因分割禁止の原則の適用の前提として、請求分割に対する原告の帰責性と、被告の要保護性の存在を判断基準としていることを指摘したい。そして、最後に訴訟原因分割禁止の原則

を、必要的請求併合のルールの視点から分析することにする。

- (1) わが国の民事訴訟における一部請求に関する近時の学説・判例の検討については、中野貞一郎「一部請求論について」民事手続の現在問題九〇頁（判例タイムズ社、平元）、高橋宏志「一部請求について」法学教室一八五号九八頁（平八）、拙稿「一部請求理論の再構成―必要的請求併合の理論による解決―」中村英郎教授古稀祝賀上巻『民事訴訟法学の新たな展開』一三八頁以下（平八、成文堂）を参照。
- (2) C. CLARK, *HANDBOOK ON THE LAW OF CODE PLEADING* 473 (2nd ed. 1947).
- (3) *Id.* at 472.
- (4) 『CODE OF CIVIL PROCEDURE』後述に引くところを参考される判例を参照。
- (5) *See e. g.*, *Andrews v. Christenson*, 71 Or. App. 442, 692 P. 2d. 687 (Or. App. 1984); *Childers v. F. A. F.*, 171 Ga. App. 232, 319 S. E. 2d. 90 (1984).
- (6) Annotation, *Simultaneous Injury to Person and Property as Giving Rise to Single Cause of Action—Modern Cases*, 24 A. L. R. 4th 652 (1983).
- (7) *Id.* at 650.
- (8) *See* Annotations, *Application of Doctrine of Res Judicata to Item of Single Cause of Action Omitted From Issues Through Ignorance, Mistake, or Fraud*, 2 A. L. R. 534 (1919), and 142 A. L. R. 905 (1943). 『CODE OF CIVIL PROCEDURE』後述に引くところを参照。
- (9) *See* Blume, *A Rational Theory for Joinder of Causes of Action and Defences, and for the Use of Counterclaims*, 26 MICH. L. REV. 1, 60 (1927); Blume, *The Scope of a Civil Action*, 42 MICH. L. REV. 283 (1943); Schopflocher, *What is a single Cause of Action for the Purpose of the Doctrine of Res Judicata?*, 21 ORE. L. REV. 319 (1943); Blume, *Required Joinder of Claims*, 45 MICH. L. REV. 797-803 (1947); C. CLARK, *supra* note (2), at 145-146; W. BLUME, *AMERICAN CIVIL PROCEDURE* 354-355 (1955); *Friedenthal Joinder of Claims, Counterclaims and Cross-Complaints: Suggested Revision of the California Provisions*, STAN. L. REV. 11-14, 37 (1970).

二 判例の考察

本節では、訴訟原因分割禁止の原則に言及する最近のアメリカにおける若干の判例を、不法行為および契約の領域について概観し、その後訴訟原因分割禁止の原則に対する例外を肯定した判例について概観することにする。

1. 不法行為の領域

(1) Retherford v. Halliburton Co. 事件 (1978)⁽¹⁰⁾

原告 Retherford の自動車と、被告 Halliburton が所有し、Haws の運転するトラックとが衝突事故を起こしたため、原告は、身体上と財産上の損害の賠償を求める訴えを提起し、勝訴。被告は、この判決に対して全額弁済をなした。その後原告は、本件第二の訴えを提起し、同一の自動車事故から生じた、二人の子の治療費と労働力の喪失 (loss of services) を理由とする損害賠償を請求した。被告は、原告が訴訟原因を分割し、それゆえ前訴は本訴を遮断すると主張して、略式判決を申し立てたが、一審裁判所がこれを却下したため、被告が上訴。オクラホマ州最高裁判所の Irwin 裁判官は、一審の決定を破棄差し戻し、次のように判示した。

「……単一の行為又は権利侵害が個人に対して身体上と財産上の損害を生じさせた場合、大多数の法域ではそのような行為又は権利侵害は単一の訴訟原因を生じさせ、身体上の損害と財産上の損害について別個の訴訟原因を生じさせるものではないと判示されている。……オクラホマ州は、多数の州が採用するその原則に従う。……近時、訴訟原因は、

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開

その訴訟が生じた取引、事件又は違法行為と関連付けて述べられてきた。……当法域は、「訴訟原因」を違法行為又は事件と定義する立場を採る。それゆえ、いかに多くの原告の権利が単一の違法行為または事件により侵害される場合でも、それから生じる損害の賠償は、単一の訴訟で請求されなければならない、さもなければ前訴判決により遮断されるのである」。

本件では、原告が同一の自動車事故から生じた身体上および財産上の損害賠償の請求と、子の治療費および労働力の喪失を理由とする損害賠償の請求を分割して訴求した点に帰責性を肯定し、かつ被告の要保護性を肯定して、後訴が遮断されると判示したものと考えられる。

(2) *Casto v. Arkansas-Louisiana Gas Co.* 事件 (1979)^(H)

この事件の概要は、次のとおりである。原告 *Casto* 夫妻は、自宅でのガス爆発を理由として、被告 *Arkansas-Louisiana* ガス会社に対して、妻 *Peggy* の負傷を理由とする損害賠償、夫妻の共有財産に対する損害賠償、および夫 *Casto* の配偶者権の喪失を理由とする損害賠償を求めて訴えを提起した。プリ・トライアル命令が署名される際、夫 *Casto* は彼の配偶者権の喪失を理由とする請求の訴訟追行を選択しなかった。一九七六年三月三〇日、陪審は妻 *Peggy* に一〇万ドル、夫妻双方に一万ドルの損害賠償を認め、被告は一九七七年三月一八日にその賠償額を支払った。夫 *Casto* は、同年四月二五日に配偶者権の喪失を理由とする二五万ドルの損害の賠償等を求めて、本件の第二の訴えを提起した。被告は、原告が訴訟原因を分割したことを理由として、訴え却下の申立てをした。第一審裁判所はこれを認めたため、原告が上訴。控訴裁判所の *Markey* 裁判官は、上訴を棄却して次のように判示した。

「……原告が審理上の戦術としてあるいは二回の訴訟でより高額の損害賠償を得ようとして、ある請求を差し控えたとしても、本件の事実関係によれば、一人の原告が、単一の違法行為から生じた二つの異なる損害賠償の項目について多数の訴訟を提起することは禁止されるといふ主張が強く導き出される。一人の原告と一つの事件が常に単一の審理をもたらずか否かは別としても、少なくとも、単一の事件から生じた二個の請求を含む訴状により連邦裁判所の裁判を求めらる原告は、明らかに双方の請求について訴訟進行する義務を負う。後に裁判手続の反復的な行使を始めようとの密かな意図により、一つの請求を撤回することは、単一の訴訟ですべての請求について対処する被告の利益を侵害するだけでなく、裁判所で審理の順番を待つ他の訴訟当事者の利益や、一度で済む裁判手続の費用を再度支払うことになる点で納税者の利益を侵害する。……原告の行為または彼の〔請求の〕省略から、一つの訴訟原因の放棄が推定されうる。いずれにしても、その結果（例えば、連邦民訴規則一五条又は四一条による請求の留保が存在しないならば）その訴訟原因は消滅し、それについての後訴は遮断される」(二)は、筆者追加。

本件では、裁判所は、原告が、夫婦の共有財産に対する損害賠償の請求等と、配偶者権の喪失を理由とする損害賠償の請求とを分割した点に帰責性を肯定し、また被告の要保護性を肯定して、後訴を遮断したものと考えられる。

(3) Pretz v. Lamont 事件 (1981)⁽¹²⁾

この事件では、原告 Pretz の運転する自動車と、被告 Lamont の運転する自動車とが衝突事故を起こした。原告の自動車は、原告とその夫の共有財産とされていたため、双方が被告に対して自動車に対する損害の賠償を求め訴えを提起した。この訴訟では原告勝訴の欠席判決が言い渡され、その結果賠償がなされたが、その当日、原告

は本件訴えを提起し、自動車事故により被った身体上の損害の賠償を求めた。被告は、訴訟原因分割禁止の原則と既判事項の原則に基づき訴え却下の申立てを行い、一審裁判所がこれを認容したため、原告が上訴。上訴裁判所のMcFarland裁判官は、上訴を棄却し、次のように判示した。

「……訴訟原因分割禁止の原則には、多数の州が採用する原則と、少数の州が採用する原則とがある。基本的に、多数の州が採用する原則によれば、単一の違法行為が同時に個人の身体と財産上の損害を生じさせるときは、その個人は行為者に対して単一の訴訟原因を有する。少数の州が採用する原則によれば、訴訟原因とは違法行為の有害な結果であり、その行為自体ではない。それゆえ、それぞれの有害な結果が異なる訴訟原因を構成する。……カンサス州最高裁は、多数の州が採用する原則と少数の州が採用する原則について論じ、明確に前者の原則を採用した。……一般的に、これまで長く適用されてきた訴訟原因分割禁止の原則と既判事項の原則を正当化するものは、被告の利益と公益の観点から、多数の訴訟を防止することである」。

本件では、裁判所は、原告が、単一の違法行為から生じた財産上の損害賠償の請求と、身体上の損害賠償の請求とを分割した点に帰責性を肯定し、かつ被告の要保護性を肯定して後訴が遮断されるものと判示したものと考えられる。

(4) Radosta v. Chrysler Corp. 事件 (1982)⁽³⁾

この事件では、原告Radostaが、トラックを運転中その制御を失いMilletteの自動車と衝突したため、Milletteが過失を理由としてRadostaを、またそのトラックの製造者と販売者をそれぞれ過失と故意の安全無視的行為を理由として訴えた。Radostaは、販売者と製造者に対して、厳格責任と過失に基づきトラックに対する損害

の賠償を求める反訴を提起したが、そのいずれに対しても損失補償を求める第三当事者訴状を提出しなかった。本訴につき *Millette* 勝訴判決、及び反訴につき *Radosta* 勝訴判決が言い渡された。原告 *Radosta* は、*Millette* 勝訴判決に対して弁済をなしたため、次に双方の被告に対して損失補償を求める訴えを提起した。一審裁判所は、原告が既判事項の原則により厳格責任に基づく第二の請求を阻止されるとの被告の答弁を認め、原告の訴えを排斥したため、原告が上訴。イリノイ州控訴裁判所の *Romiti* 裁判官は、上訴を棄却し次のように判示した。

「……むしろ、本件における争点は、前訴において被告に対する反訴を選択した原告が彼の訴訟原因を分割し、第一の訴訟で被った損害の一部のみについての損害賠償を求め、第二の訴訟でその事件から生じた残余の損害賠償を求めることができるかどうかである。イリノイ州は、他の大部分の州と同様に、公益の問題として一般に訴訟原因の分割を許容していない。……双方の訴訟の当事者は同一なので、本件における請求は、それらが *Radosta* の反訴請求における同一の訴訟原因から生じたものであるから、既判事項の原則により遮断される。……そして、*Radosta* は、第二の請求を前訴において併合することができたのである」。

本件では、裁判所は、原告が、同一の自動車事故から生じたトラックに対する損害賠償の請求と、損失補償を求める請求を分割して訴求した点に帰責性を肯定し、また被告の要保護性を肯定して、後訴を遮断したものと考えられる。

(5) *Mattsen v. Packman* 事件 (1984)⁽¹⁴⁾

この事件では、原告 *Mattsen* の自動車が、被告 *Packman* の運転する自動車に迫突されたため、原告は被告に対して、自動車の損害を理由として調停裁判所 (*conciliation court*) に訴えを提起し、五百ドルの判決を得た。そ

の後、原告は同一の事故により被った身体上の損害と財産上の損害の賠償を求めて、地方裁判所に訴えを提起した。地方裁判所は、既判事項の原則に基づき調停裁判所の判決がその請求を消滅させたとして、被告勝訴の略式判決を言い渡したため、原告が上訴。ミネソタ州最高裁の Coyle 裁判官は、上訴を棄却して次のように判示した。

「……ミネソタ州では、百年以上もの間、既判事項の原則が繰り返し適用されてきた。……本件では、自動車の追突は単一であり、原告が被った異なった種類の損害にもかかわらず、彼の請求もまた単一である。それゆえ、原告勝訴の調停裁判所の判決は、その衝突から生じた損害賠償のための請求の全体を消滅させたのであり、身体上の損害の賠償を求める後訴を遮断する。……裁判所の混雑、訴訟遅延や訴訟費用についての裁判所、弁護士そして公衆の増大する関心に照らせば、当裁判所は各請求者が一度の在延期日ではなく二度の在延期日を有すると述べることにより、多数の訴訟を助長することはできない」（なお、この判決については、Todd 裁判官の反対意見がある⁽¹⁵⁾）。

本件では、原告が、前訴において管轄権上の制限のない裁判所に全部の損害賠償を請求しえたのであり、かつすべきであったにもかかわらずしなかった点に、請求分割に対する帰責性を肯定し、かつ被告の要保護性を肯定して、後訴が遮断されると判示したものと思われる。

(6) Mells v. Billops 事件 ⁽¹⁶⁾ (1984)

この事件では、原告 Mells が運転していたオートバイと、被告 Billops の自動車とが衝突事故を起こしたため、原告が治安判事裁判所にその事故で生じた財産上の損害の賠償を求める訴えを提起し、勝訴判決を得た。その後、原告は身体上の損害の賠償を求める本件後訴を提起した。被告は、既判事項の原則に基づく略式判決の申立てをし、テラウェアア州上位裁判所の O'Hara 裁判官は、略式判決の申立てを認容し、次のように判示した。

「……請求分割禁止の原則は、既判事項の原則の一側面である。大法官裁判所は、この原則を次のように述べた……しかしながら、請求分割禁止の原則は、原告に対して彼がその事実と賠償のための法的視点を提出する機会をまったく否定することはできない。それゆえ、原告が管轄権上の理由により前訴において彼の請求を完全な形で提出できなかったときは、請求分割禁止の原則は、本件請求を遮断しないであろう⁽¹⁷⁾。……治安判事裁判所は、一五〇〇ドルを超える損害賠償額を含む侵害訴訟について管轄権を有する。……この制限的管轄権は、身体上の損害に関する請求を包含しない。それゆえ、原告が治安判事裁判所の制限的管轄権のために、前訴において彼の完全な請求を提出できなかったことは明らかである。……しかしながら、原告は彼の請求の一部を治安判事裁判所に提起することを強制されなかったという事実が存在する。むしろ、彼は最初の訴訟を当裁判所に提起していたとすれば、財産上と身体上の損害に関するすべての請求を提起することができたにもかかわらず、彼は任意に治安判事裁判所を選択したのである。……本件では、原告は任意に彼の請求を分割し、身体上の損害に関する請求につき管轄権を有しない治安判事裁判所において財産上の損害の賠償を認容する判決を得た。したがって、当裁判所は、原告が確立された既判事項の原則により、同一の事件から生じた身体上の損害に基づく請求について訴えを提起することを遮断されると判示する」。

本件では、前述の *Mattson* 事件と同様、原告が前訴においてすべての請求を管轄権上の制限のない裁判所になしえたにもかかわらずなされた点に、請求分割に対する帰責性を肯定したものと考えられる。

(7) *Dill v. Avery* 事件 (1986)⁽¹⁸⁾

本件では、原告夫妻 (*Shirley* と *Ronald*) が、被告の自動車との衝突事故から生じた妻の身体上の損害と、夫妻双方の配偶者権の喪失を理由として、被告の過失を主張して訴えを提起した。しかし、原告夫妻は、先に同一の自

動車の衝突事故から生じた財産上の損害の賠償を求める訴えを地方裁判所に提起し、勝訴判決を得ていた。被告は、本件訴訟が既判事項の原則、コラテラル・エストoppelおよび訴訟原因分割により遮断されるとの個別的抗弁を提出し、一審裁判所がこれを認容したため、原告が控訴。メリーランド州控訴裁判所の Menchine 裁判官は、「上訴を棄却し、次のように述べた。

「……第二のかつ広範囲に及ぶその争点についての注釈によれば、『一般的に、個人に対し身体上と財産上の損害を同時に生じさせる単一の行為は単一の訴訟原因を生じさせるとの広い立場を支持している』きわめて多くの法域の判例が引用されている。メリーランド州がこの法原則に従っていることは、明らかである。……要約すれば、Shirley と Ronald が地方裁判所の訴訟手続の当事者であった。その裁判所には自動車事故から生じた彼らの一方又は双方が有するすべての請求についての訴訟の遂行を妨げるなんらの管轄権上の障害も存在しなかった」。

本件では、原告が自動車事故から生じた財産上の損害賠償の請求と、身体上の損害賠償請求を分割した点に帰責性を肯定し、かつ被告の要保護性を肯定して、後訴が遮断されると判示されたものと考えられる。

(8) Kirchner v. Riherd 事件 (1986)⁽¹⁹⁾

本件では、原告 Riherd が、被告 Kirchner に対して自動車事故で被った身体上の損害の賠償を求めて巡回裁判所に本件訴えを提起した。これに対して被告は、原告が先に地方裁判所の少額請求部に、同一事件から生じた財産上の損害と自動車の使用上の損害の賠償を求めて被告に対して訴えを提起したことを理由に、訴訟原因分割の結果として既判事項の原則を主張して却下の申立てをし、その後略式判決の申立てをした。一審裁判所は、地方裁判所での訴訟により身体上の損害の賠償請求は遮断されると判示し、略式判決を言い渡したため、原告が控訴。控訴裁

判所は、地方裁判所の管轄権が千ドルに制限されており、原告の被った身体上の損害の賠償額は千ドルをはるかに越えているから、原告はその請求を地方裁判所に同時に提起することはできなかったとして、一審判決を破棄したため、被告が上告。ケンタッキー州最高裁判所の Stephenson 裁判官は、控訴裁判所の判決を破棄し、次のように判示した。

「……この法域では、訴訟原因の分割禁止が長い間承認されてきた。……金額の全体がその裁判所の管轄権を超える請求を有する原告が、その裁判所の管轄権の範囲内の金額について勝訴又は敗訴の本案判決を受けるならば、たとえ前訴判決を言い渡した裁判所が残額につき判決を言い渡す権限を有しなかったとしても、原告は、判決の効果によって彼の請求の残額について後訴を提起することを妨げられる。……身体上の損害の賠償を求める Rihert の請求が地方裁判所の管轄権を超えるという事実には、控訴裁判所が特別の効果認めようとした点は誤りであると、当裁判所は考える。

……訴訟原因分割禁止の理論は、主として被告に対する公正と適切な裁判の運営という点から、特定の紛争に関する訴訟が、ある時点で終局的な解決をみることを必要とするという根拠に基づくものである」(なお、この判決については、Leibson 裁判官の反対意見がある⁽²⁰⁾)。

本件も、前述の Mattsen 事件や Mells 事件と同様、原告が、前訴において管轄権に制限のない裁判所にすべての請求をなしたたのであり、かつなすべきであったにもかかわらずなされた点に、請求分割に対する帰責性を肯定したものと考えられる。

(9) Bailey v. Metro. Property & Liability Ins. 事件 (1987)⁽²¹⁾

この事件では、原告 Bailey が乗車していた自動車電柱に衝突し負傷したため、その自動車の保険者である保

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開

險会社から保険金の支払いを受けた。しかし、保険会社が一部の保険金支払いを拒否したため、原告は、その支払いを求めて仲裁の申立てを行い、支払いを得た。その後、原告は他の保険会社に対して、原告の自動車とその母を一部保険の担保範囲と定める保険証券に基づいて支払いを求める本件訴えを提起した。被告は、仲裁判断により、原告は損害に関する争点の追求を遮断され、また被告の保険証券上の制限によってもまた遮断されると主張した。一審裁判所は、原告が被告の保険証券上の制限により訴訟追行を遮断されると判示したため、原告が上訴。マサチューセッツ州控訴裁判所の Greaney 裁判官は、一審判決を破棄して、次のように判示した。

「……我々は、本件がもつぱら争点遮断効 (issue preclusion) により判断されるべきものと考ええる。……この遮断効の原則を適用する場合、もはや被告の同一性が存在することは必要ではない。……Home Owners Fed. Sav. & Loan Assn. v. Northwestern Fire & Marine Ins. Co. 事件⁽²²⁾では、『前訴の当事者でない者は、その判決が判断した争点について、その判決を前訴の原告であった当事者に対して防衛的に利用することができる』と判示された。審理の核心は、遮断効が求められている争点が、『十分な訴訟と注意深い判断の結果であるか否か』である。……仲裁判断は、上述のような意味での遮断効を有しうる。……事実審理の終結後に、新たなかつ予見不可能な治療を要する異常が生じた場合のような特別の事例では、原告の適時の申立てに基づき、例外を許容することができる。……しかし、原告の主張は、再審理の許可または判決に対する救済を求めるための裁判手続の根拠をなんら提供しないであろう。」

本件は、訴訟原因分割禁止の原則が争点となったものではないが、事実審理の終結後に新たなかつ予見不可能な治療を要する異常が生じた場合に、その救済として、再審理の許可、または判決に関する救済を求める裁判手続が存在することを指摘する点で興味深い。

(10) DeCarlo v. Palm Beach Auto Brokers, Inc. 事件 (1990)⁽²³⁾

この事件では、原告 DeCarlo が自動車事故で負傷し、Metropolitan 生命保険会社に保険証券の一〇万ドルの範囲内で無保険運転者保険上の請求をなした。保険会社が全額の支払いをしたため、原告は財産上の損害及び身体上の損害についての請求を含む保険会社の権利放棄書に署名した。保険会社は、被告 Fear に対して原告 DeCarlo の身体上の損害について代位訴訟を提起し、欠席判決を得たが、その訴訟は原告 DeCarlo の名において提起されていた。原告は、一旦、その訴訟への参加を許可されたが、すでに終局判決が言い渡されていたため、その判決を取り消すための訴訟追行を選択しなかった。その後、原告は被告に対して、身体上の損害を理由とする訴えを提起した。被告が請求分割禁止、既判事項およびエスツッペルに基づき略式判決を求める申立てを行い、一審裁判所がこれを認容したため、原告が上訴。上訴裁判所の Stone 裁判官は上訴を棄却し、次のように判示した。

「……当裁判所は、後訴が訴訟原因分割禁止の原則に違反するものと結論する。……不可分の訴訟原因を複数の訴訟に分割することはできない。むしろ、違法行為の結果生じたすべての損害の賠償は、単一の訴訟で回復されなければならない、さもなければ、それと異なる合意のない限り、残部の損害賠償は喪失される。……被告の身体上の損害の一部が原告の無保険運転者保険上の担保範囲を超過しているとしても、訴訟原因分割禁止の原則に対してさらに例外を肯定し、身体上の損害を理由とする請求の分割を許容するものとするなら、先例も、それを正当化する理由も存在しない。……被告に対する身体上の損害を理由とする上訴人の救済方法は、最初の訴訟に制限されなければならない」。

本件では、被保険者である原告の被った自動車事故による損害賠償請求権の一部を、保険者が代位し訴訟を遂行した後に、原告が残部につき後訴を提起することは、分割禁止原則に反し許されないと判示された。原告が一旦は

保険者の前訴への参加を許可されていたにもかかわらず、その判決を取り消すための訴訟遂行を選択しなかった点に、請求分割に対する帰責性を肯定したものとと思われる。

2. 契約の領域

(1) Kaiser v. Northwest Shopping Ctr., Inc. 事件 (1979)⁽²⁴⁾

この事件では、賃貸人である Northwest Shopping Ctr. が賃借人である Kaiser に対して、賃料の支払いと契約の終了を求める訴えを提起し、賃料支払いを認める勝訴判決を得た。その後、賃借人 Kaiser が、賃貸人である Shopping Ctr. を被告として、賃貸人が駐車場の照明設備や路面を整備しなかったこと等により被った損害の賠償を求める訴えを提起した。被告は、原告が前訴で同じ債務不履行の主張をしたこと、また原告は、テキサス州民事訴訟規則九七条の必要的反訴の規定により、前訴でそれらの損害の賠償を反訴として提起すべきであったこと等を理由に略式判決の申立てをした。一審裁判所が被告の主張を容れ訴えを却下したため、原告が上訴。テキサス州控訴裁判所の Guitard 裁判官は、一審判決を破棄し差し戻して、次のように判示した。

「……当裁判所は、本件訴訟において主張されている請求が、前訴の事実審理の前に発生し、それゆえ賃借人が前訴において主張することを要求される損害の賠償に関するものと明確に判断することができない。……宣誓供述書は、前訴での被告の答弁の後になんらの違反や損害が発生しなかったことも述べていない。……したがって、略式判決の前提となった証拠は、既判事項の抗弁を支持しない。……一般的な原則とは、重要な契約違反の場合、受約者はその違反を全体的なものと扱い、予見可能なすべての将来の損害の賠償を請求するか、約束者が契約の履行拒絶をしなかったとき

は、受約者はその違反を部分的なものととらえ、継続した違反に対して連続した訴えを提起することができる。……賃借人は前訴で、その時点において発生していた損害の賠償について反訴を提起しなかったが、我々は、賃借人の請求がその範囲において規則九七条の必要的反訴に該当すると考える。……賃借人の主張によれば、彼は当該不動産の占有を継続し、繰り返し修理を要求することにより、賃借人の修理の不履行を全体的な違反としてでなく部分的な違反として扱った。……したがって、我々は、本件訴えにおいて主張された事実によれば、賃借人が前訴において答弁書を提出した後に、賃借人の修理の不履行による違反から主張された損害の賠償は、前訴において反訴を提起しなかったことにより遮断されないものと判示する」。

本件は、累積的不履行の原則と、必要的反訴のルールとの関係について論じた興味深い判例である。すなわち、賃借人が賃借人に対して有する債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち、賃借人が訴えを提起した時点で履行期の到来している部分について、累積的不履行の原則が適用され、その部分が必要的反訴のルールにより遮断されるとする。

(2) *Mullen v. General Motors Corp.* 事件 (1982)⁽²⁵⁾

この事件では、原告 *Mullen* が被告自動車会社から新車を購入したが、その自動車のブレーキが故障したため、ブレーキを交換してもらった。しかし、原告はその修理に満足しなかったため、被告に対して最初の訴えを提起した。その訴訟は欠陥のあるブレーキについての担保責任に基づくものであったが、事実審裁判所が被告勝訴の判決を言い渡したため、原告は再度の事実審理の申立てを控訴裁判所に提起した。その訴訟の係属中、原告は本件訴えを提起し、変速装置とモーターの欠陥に基づく担保責任上の請求を行った。一審裁判所は、被告らの訴訟係属の抗

弁を容れ原告の訴えを却下したため、原告が上訴。ミズーリ州控訴裁判所の Wasserstrom 裁判官は、上訴を棄却し次のように判示した。

「……原則として、原告について同一の被告に対する同一の訴訟原因を対象とする前訴が係属中であるときは、第二の訴えを却下することが適切である。……ミズーリ州法では、請求が単一の訴訟原因の一部を構成するののか、それとも別個のものであるかを判断する基準は、その請求が同一の行為、契約または事件から生じたか否かというものである。……本件では、原告の双方の請求が、一つの事件、すなわち自動車の購入から生じた。さらに、双方の請求が同一の契約、すなわち新車の担保責任に基づくものである。それゆえ、原告がこれらの請求につき別個の訴訟を提起しようとする試みは、確立された法原則に反する、単一の訴訟原因の分割を構成するのである。もし、原告がブレーキの欠陥について訴えを提起した時点でモーターの欠陥を必然的に知り得なかったとすれば、例外が承認されるであろう。……〔原告〕自身の主張によれば、彼は「前」訴提起の六〇日前にそれらの欠陥を認識していた。……詳細に述べられた事実によれば、本件訴えは、原告が同一被告らに対して提起した前訴の訴訟係属により阻止されることは明らかである」〔「原内は、筆者追加」〕。

本件では、原告が契約上の担保責任に関する請求に基づく本訴の係属中、同一契約上の担保責任に関する他の請求に基づく別訴を提起することは訴訟原因の分割を構成し、重複訴訟として許されないものと判示された。ただし、分割による別訴提起につき、帰責性が存在しないときは、例外を肯定するものと思われ、興味深い。

(3) *Lekse v. Municipal Ct. of Ventura County* 事件 (1983)⁽²⁶⁾

本件の概要は次の通りである。賃貸人が賃借人に対して四ヵ月分一五〇〇ドルの賃料債権を有していたが、少額

請求裁判所の事物管轄は七五〇ドルであったため、賃貸人はそれぞれ二カ月分につき同時に二つの訴えを提起した。各訴えにつき被告敗訴の欠席判決が言い渡され、一方の判決に基づき収益徴収命令 (earnings withholding order) が発令され、執行が完了した。その後、他方の判決につき同一の命令が発令され、被告に送達されたところ、被告は、第二の判決が少額請求裁判所の管轄を超えて言い渡された無効なものであるとして、この命令の破棄を求める申立てをなした。市裁判所がこの申立てを却下したため、被告が上位裁判所に職務執行令状の申立てをした。上位裁判所はこの令状を容れ、市裁判所に対してその命令に関する手続を破棄し、双方の事件を併合し、それ以後の手続は少額請求裁判所の管轄権の範囲を超えるものとして破棄する旨を命じたため、市裁判所が上訴。カリフォルニア州控訴裁判所の Klein 裁判官は、上訴を棄却して次のように判示した。

「……本件の争点を、少額請求裁判所の立法に関する判例の解釈に照らすならば、我々は、非法律家である当事者が市裁判所に対して賃貸人の提起した二つの異なる訴えを併合して、単一の訴訟原因にするよう申し立てることを期待されるべきではなかったという点で、[被告] Lease に同意する。……我々は、本件の事実関係については、単一の訴訟原因の分割禁止という原則が適用されるものと考え、単一の請求を分割して、複数の訴訟の基礎とすることはできないことは明らかである。……十分に確立された法原則によれば、[原告] Greenwood と Snyder は、弁済期の到来した賃料を請求する訴えを提起した時点で、単一の訴訟原因を有した。少額請求裁判所は、単一の訴訟原因のみが存在する場合に、Greenwood と Snyder に対して別個の訴えの提起を許容した点で、その管轄権を迂回して行為した」(「」内は、筆者追加)。

本件では、原告が単一の訴訟原因を分割して重複訴訟を提起した点に帰責性を肯定しつつ、これに対して、被告

が異議を申し立てなかった場合でも、被告が非法律家であり、分割に対する異議申立てを期待できなかったときは、保護のための要件を緩和し、なお被告について要保護性を肯定して分割を禁止したものと考えられる。

(4) Snyder v. Exum 事件 (1984)⁽²⁷⁾

この事件では、原告 Snyder の有するオフィス・ビルについて、原告を貸主、被告 Exum を借主とする二年間の賃貸借契約が締結された。被告が、一九八〇年二月二六日に、当該建物を放棄したため、原告が未払いの五カ月の賃料の支払いを求める訴えを提起し、原告勝訴の判決が言い渡された。その二日後、原告は本件訴えを提起し、最初の訴訟の提起後に発生した賃料等の支払いを求めた。被告は、原告が賃貸借契約における期限の利益喪失条項により賃料全額につき直ちに弁済期が到来したが、最初の訴訟において賃料全額を訴求しなかったことにより、賃料の残額を放棄したのであり、それゆえ本件訴えの提起を阻止されると主張した。一審裁判所が被告の主張を容れ原告の訴えを却下したため、原告が上訴。バージニア州最高裁の Thomas 裁判官は、上訴を棄却し、次のように判示した。

「……本件控訴は、賃貸借契約書における期限の利益喪失条項の解釈を争点としている。……この条項の文言は、命令的かつ強制的であり、選択的なものではない。……それゆえ、原告が前訴を提起した際、賃料全額につき弁済期が到来した。原告は、賃料全額につき弁済期が到来したにもかかわらず、その一部のみを訴求したのであるから、原告が第二の訴えを提起することにより、彼の訴訟原因を不適切に分割したとの事実審裁判所の判断は正当であった」。

本件では、原被告間の賃貸借契約について、期限の利益喪失条項が規定されていた場合、被告の債務不履行により、期限の利益喪失条項に基づき賃料全額につき弁済期が到来したものとされ、したがって原告がその一部のみ

つき前訴を提起した点に、分割に対する帰責性を肯定したものと考えられる。

(5) *Stowell v. R. L. K. And Co. 事件* (1984)⁽²⁸⁾

この事件では、原告 *Stowell* が被告 *R. L. K.* から、スキー場のリフトの利用券を購入し、原告がこの利用券を一般の人々に売却しようとしたところ、被告から個人的利用以外の利用を制限する旨の通知がなされた。そのため、原告は契約違反と詐欺を理由として被告に対して損害賠償を求める訴えを提起し、裁判所は、原告の主張を認め、被告に損害賠償を命じた。その後、原告は横領と妨害を理由として本件訴えを提起し、被告が個人使用のためのリフト券の発行を拒否したこと等に基づく損害賠償を請求した。一審裁判所は、被告の既判事項の抗弁を容れ被告勝訴の略式判決を言い渡したため、原告が上訴。オレゴン州控訴裁判所の *Young* 裁判官は、一審判決を破棄し差戻して、次のように判示した。

「……しかしながら、可分契約に関する特定の契約違反を理由として訴えが提起された時点で、その契約について他の違反が存在し、それが異なる訴訟原因を構成するほど独立したものでないときは、それらのすべてが一つの不可分な要求を構成し、その訴訟に包含されなければならないのであり、さもなければ排斥されなければならない。……最初の訴訟の開始前に、被告が原告に対してリフト券を提供すべき義務の違反を、原告が認識していたことを示す何らの記録も存在していない。……原告がリフト券を売却する権利についての履行期前の契約履行拒絶と異なり、原告が個人的にリフト券を使用しまたは贈与する契約上のその他の権利を、「被告が」履行期前に拒絶したことを示す何らの証拠も存在しなかった」(「」内は、筆者追加)。

本件では、原告が可分契約の違反に基づく前訴を提起した時点で、それまでに発生していた他の違反について累

積的不履行のルールが適用され、それゆえ分割に対する帰責性が肯定されるが、それ以後に発生した契約違反については分割禁止の原則が適用されないものとされた。

(6) Wilson v. Western Alliance Corp. 事件 (1986)⁽²⁹⁾

この事件では、原告 Wilson は、被告の保険上の代理人として雇用されていたが、Ford Motor Credit Corp. から受領した更新された保険料の三パーセントの手数料を原告に支払う旨を被告と合意した。原告の雇用終了後に、被告が原告に対して提起した不正競争を理由とする前訴で、原告は当該合意に基づく手数料の支払いを求める反訴を提起し、原告勝訴判決が言い渡された。その後、原告は、被告に対してその合意に基づく契約上の損害賠償と特定履行を求める本件訴えを提起した。一審裁判所は、原告が前訴でその救済を求めることができたのであり、既判事項の原則により救済を排斥されるとの被告の主張を退け、原告一部勝訴判決を言い渡したため、被告が上訴。オレゴン州控訴裁判所の Warren 裁判官は、一審判決を破棄し差し戻して、次のように判示した。

「……被告は、原告に対して一九七七年一〇月七日、次のような手紙を発送した。……それは、将来、積極的かつ無条件に「被告が」履行を行わないことを示している。……更新された保険により一定率の手数料を支払う被告の義務は、継続的な義務であった。訴訟原因分割禁止の原則は、もしその契約が単一の違反により終了せず、かつ主題とされる違反について後続する違反の前に訴えが提起されるならば、同一の契約に関する連続した違反に基づいて連続した訴訟の提起を妨げない。……しかし、契約の履行拒絶 (reputation) が存在したときは、その違反は単一の訴訟原因のみを生じさせる。……原告は、Bolte v. Ails 事件が、本件を決定づけるほど類似していると主張する。しかし、その事実関係は、一つの重要な点で異なる。すなわち、Bolte 事件では履行拒絶は存在せず、履行期の到来した手数料の不払

いのみが存在したのである。そのような場合、損害を受けた当事者は、前訴判決の登録後に生じた違反を理由とする第二の訴えを提起することができる。被告が契約の全体を履行拒絶したときは、当該裁判所の推論は適用されないのである」〔一〕内は、筆者追加。

本件では、継続的な義務を生じさせる契約の違反については、原則として累積的不履行のルールが適用されるが、例外的に、被告が当該契約について履行拒絶をなしたときは、単一の訴訟原因のみが生じるとし、したがって訴訟原因分割禁止の原則が適用されるものと判示された。被告の履行拒絶が存在する場合は、その後の任意の履行が期待できないことによるものと思われる。

(7) Schimmel v. Aetona Cas. & Sur. Co. 事件 (1987)⁽³⁰⁾

この事件の概要は、次のとおりである。一九八二年、原告 Schimmel は、運送業者により Tampa から Miami まで輸送される家財を対象とする保険を被告 Aetona から購入した。Miami での家財の引渡しの際、原告は輸送中にこれらの家財の多くが損傷していることを発見した。原告は、運送業者と和解協議を行ったが不調に終わったので、被告 Aetona に対して保険証券に従いこれらの動産について生じた損害賠償を請求したが、被告が支払いを拒否したため、契約違反を理由とする訴えを提起。裁判所が原告勝訴判決を言い渡したため、被告がその全額を弁済した。その後、原告は本件訴えを提起し、被告が Florida 州制定法 §24. 156(d)(b)(1) に違反して、誠実に原告の保険上の請求を解決しなかったことを理由とする損害賠償を請求した。被告は、本件訴えが既判事項の原則、コラテラル・エストップル、マージャーおよび訴訟原因分割禁止の原則に反することを理由として、本件訴えの却下を求め略式判決の申立てをした。事実審裁判所がこの申立てを認容したため、原告が上訴。控訴裁判所の Handry 裁

判官は、上訴を棄却し次のように判示した。

「……訴訟原因分割禁止の原則は、単一の違法行為の結果ある者に生じたすべての損害賠償が一つの訴訟において請求されかつ回復されなければならず、さもなければすべての損害賠償を請求することはできないことを要求する。……その原則の適用は、単一かつ不可分の訴訟原因の一部を構成する請求に限定され、それゆえ二個以上の請求を併合する権限を有しない原告は、後に彼が訴訟原因を分割したとの抗弁にはさらされ得ない。……さらに、その原則は裁判所により創造されたものであるから、それが法を挫折させまたは不当な結果をもたらすときは、適用されないであろう。……原告 Schimmels は、本件を事件番号 84-10226（の前訴）とともに提起することができた。もし、Aetona が誠実にその請求を解決しなかった点で 624、155 条により責任を負うとすれば、その責任はその立証に必要な事実とともに、前訴の事実審理が始まる時点において存在した。したがって、重要な事実に関する真正な争点が存在しない以上、訴訟原因分割禁止の原則が法律上の問題として本件請求を遮断するとの事実審裁判所の結論は、正当であった」（一）内は、筆者追加）。

本件では、裁判所は、原告が被告の単一の違法行為の結果生じた契約法上の違反を理由とする請求と、州制定法上の違反を理由とする請求を分割した点に帰責性を肯定し、後訴が遮断されると判示したものと考えられる。

(8) *Flora, Flora & Montague v. Saunders* 事件 (1988)⁽³¹⁾

この事件の概要は、次の通りである。被告は、被告が所有する約一〇〇エーカーの土地について、一〇年以内に購入する選択権を原告に付与する契約を原告と締結した。その選択権付与契約には、さらに被告が原告に対して、農場の道路を使用する権利を付与する旨等が含まれていた。原告が選択権を行使したにもかかわらず被告が土地明渡

しを拒否したため、原告が契約の特定履行を求める訴えを提起し、原告勝訴判決が言い渡された。その後、原告は第二の本訴を提起し、上記の契約に従い、購入した土地の通行に必要とされる道路用地の明渡し等を求めたが、一審裁判所は被告の既判事項の抗弁を容れ訴えを却下したため、原告が上訴。バージニア州最高裁の Stephenson 裁判官は、上訴を棄却し次のように判示した。

「……不可分の契約から生じた一個の請求を分割して、別個の訴訟の主題とすることはできないのであり、……単一の訴訟原因として、一つの訴訟で争われなければならない。……請求分割禁止の原則は、同一の訴訟原因に関する複数の訴訟から生じる、濫用的なかつ費用のかかる訴訟から被告を保護することを目的としている。……請求が同一訴訟原因の一部であるか否かを判断する主要な基準とは、同一の証拠が双方の請求を支持するか否かである。……通行に必要な道路用地を引き渡すべき被告の契約上の義務は、選択権付与契約の一部を構成した」。

本件では、裁判所は、原告が不可分契約から生じた当該契約の特定履行と、同一契約上の道路用地の明渡しとを分割して訴求した点に帰責性を肯定し、後訴を遮断したものと考えられる。

(6) May v. Parker-Abbott Transfer and Storage, Inc. 事件 (1990)⁽³²⁾

この事件の概要は、次の通りである。原告 May は、被用者退職所得保障法上の、複数の使用者による給付計画を行う基金であり、被告 Parker-Abbott は、労働組合との団体交渉で、原告基金に毎月保険料を支払う旨を合意した。被告が一九八一年九月、一〇月、及び一九八二年一〇月の保険料を支払わなかったため、原告は一九八四年三月、定額損害賠償を求める訴えを提起し、同時に一九八二年二月から一九八四年三月までの給与表の提出とその期間の未払保険料の支払いを請求した。一九八四年九月に、当事者間に和解が成立し、再訴禁止を伴う却下の裁

判がなされた。その和解交渉中の一九八四年五月に、被告の被用者が組合の認証を取り消す旨を投票により決議し、団体交渉における合意が同年六月に終了した。そこで、一九八五年に原告は被告に対して、一九八四年四月から六月までの報告を求め、また一九八二年一月から八四年六月までの給与表に関する記録につき検査等を行う旨を被告に伝えたが、被告が拒否したため、原告はそれらの検査および定額損害賠償を求め本訴を提起。一審裁判所は、既判事項の原則に基づく略式判決の申立てを容れ、訴えを却下したため、原告が上訴。控訴裁判所の Brorby 裁判官は、原判決を一部破棄し差し戻して、次のように判示した。

「……既判事項の原則は、訴訟を終結させるといふ公益を強制する、基本的かつ重要な正義を目的とする原則である。……この原則は、本件のように、同意判決により再訴禁止を伴う却下がなされた場合にも適用される。……当裁判所は、一つの契約は一般的に一つの事件と考えられるべきであり、最初の訴訟において提起されなかった契約違反に関するすべての請求は、それらの違反が最初の訴訟に先行する限りにおいて、請求遮断効により遮断されるとする、Petromanagement 事件⁽³³⁾の判示を承認する。……当裁判所は、一九八四年四月から六月までの上訴人の検査権をも否定した地方裁判所の見解を採用しない。……当裁判所は、契約違反に関する数個の請求は、それらが最初の訴訟に先行する場合に限り、単一の『事件』を構成するものと考ええる」。

本件も、原告が前訴を提起した時点で存在する契約違反に関する数個の請求につき、累積的不履行の原則が適用され、それ以後の契約上の違反については、分割禁止の原則は適用されない旨判示された。

3. 分割禁止原則に対する例外

(1) Christian v. American Home Assur. Co. 事件 (1978)⁽³⁴⁾

この事件の概要は、次の通りである。原告は、彼が雇用されている企業の団体保険に加入していたが、雇用中の事故より永続的かつ全面的に労働能力を喪失したため、被告保険会社に対して保険金の給付を請求した。しかし、被告が保険金の支払いを拒否したため、原告が保険契約の違反を理由としてその給付を求める訴えを提起し、原告勝訴判決が言い渡された。その後、原告は被告が害意をもって保険金支払いを拒否したことを理由として、被告に対して不法行為上の責任を求める訴えを提起した。一審裁判所は、略式判決を求める被告の申立てを容れたため、原告が上訴。オクラホマ州最高裁の Simms 裁判官は、原判決を取り消し差し戻して、次のように判示した。

「……被控訴人は、控訴人が訴訟原因を分割し、それゆえ本件において損害賠償を請求することを遮断されると主張する。……この「訴訟原因分割禁止の」原則は、主として被告を応訴の煩から保護するために存在している。その原則は、被告の保護を目的としているので、被告は明示的もしくは黙示的にその利益を放棄することができる。……被告自身は、被告の保護を目的として、被告がその原則を援用することを禁止するものと判示されてきた。原告が訴訟原因の一部に属する項目を脱落したことが、被告の詐欺、詐術または違法な秘匿により引き起こされたものであるときは、前訴判決は、脱落したその請求の一部を遮断しないものと判示されてきた。……被控訴人は、控訴人の請求を処理する際、誠実に行動し、控訴人を公平に扱い、その請求金額を即時に支払うべき法的義務を負っている。……それにもかかわらず、被控訴人は害意をもって行為し、可能な限りその事実を秘匿したのである。事実を開示すべき義務を負う者が、他人から彼に

正当に帰属すべきものを奪う目的でそれらの事実を秘匿することは、詐欺的行為と定義される。……本件における独特かつ稀な事情の下では、訴訟原因分割禁止の原則の主たる目的である、被告を応訴の煩から保護するという目的は、本件においては妥当しないのであり、被告は自らの行為により、前訴判決が本件訴訟を遮断すると主張することはできない（「」内は、筆者追加）。

本件では、裁判所は、原告が被告の詐欺的行為により、単一の訴訟原因を分割してその一部を訴求したときは、残部に基づく後訴の提起は遮断されないと判示する。詐欺的行為を行った被告には要保護性が存在しないと考えられるし、またそのような詐欺行為によって訴訟原因を分割した原告には、分割に対する帰責性が存在しないと考えられるからである。

(2) Eagle-Picher Industries, Inc. v. Cox 事件 (1985)⁽³⁵⁾

この事件では、原告は被告に対して、アスベスト病、癌の危険、およびアスベストの製品により被った精神的苦痛を理由とする損害賠償を請求する訴えを提起した。一審裁判所は原告勝訴判決を言い渡したため、被告が上訴し、原告が将来癌に罹る高い危険を負っているという証拠を一審裁判所が採用したのは違法である等と主張した。フロリダ州控訴裁判所の Pearson 裁判官は、上訴を棄却し、次のように判示した。

「……先に将来の損害賠償とされたものが発生した場合に、それについて第二の訴えの提起を禁止することは、確立された訴訟原因分割禁止の原則に由来している。……我々は、癌を理由とする損害賠償の請求は、終局性の要請と、これと対立する、訴訟の分割に有利に働く要因とを比較考量することによって、癌の現在化を待つことを必要とするものと判断する。この比較考量の手続は、終局性という望ましい目的が絶対的なものではなく、衡平上の考慮が要求すると

きは、訴訟原因分割禁止という訴訟手続上の原則が緩和されなければならないことを承認するものである。……訴訟原因分割禁止の目的である終局性と訴訟経済は、本件では皮肉にも相対立している。なるほど癌が発生した時点で別個の訴訟の提起を許すことは、終局性を促進しないであろう。しかし、癌が発生した場合にのみそれに基づいて訴えの提起を許すことは、予期的な訴訟の提起や係属中の訴訟の遅延を生じさせないことによって、確実に訴訟経済を促進し、依然として不完全な癌に関する請求が成熟することを可能とする。さらに、癌の危険を理由とする損害の賠償を単一の訴訟で認定するという方法をとるならば、推測的な証言を助長し、必然的に衡平に反する結果をもたらすのである。……原告が癌を発病した場合に、癌に基づく損害の賠償を求める原告の権利は留保され、そのような訴訟は、訴訟原因分割禁止の原則の適用を受けないであろう」。

本判決では、裁判所は、癌の危険を理由とする損害賠償の請求は、分割禁止原則の適用を受けないと判示する。このような請求について訴訟遂行を要求することは、著しく訴訟経済に反すると考えられるからであり、したがって、裁判所は、訴訟原因の分割に対する帰責性を否定したものと思われる。

(3) Thorleif Larsen & Son v. PPG Industries 事件 (1988)⁽³⁶⁾

本件では、原告は被告に対して建築契約の違反を理由とするコモン・ロー上の、六四万ドル余の損害賠償請求の訴えを、Du Page 郡巡回裁判所に提起した。同日、原告は被告に対して、五一万ドル余の損害を主張して建築計画に含まれている財産についての、建築工事に関するリーエンの受戻権喪失を求める訴えを、Cook 郡巡回裁判所に提起した。被告は、請負契約上のリーエン行使禁止条項に基づき、Cook 郡の訴訟の棄却を申し立て、また原告が Du Page 郡巡回裁判所での契約上の訴えにより救済をうることができる旨を主張した。Cook 郡巡回裁判所は

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開

被告の申立てを容れ、訴訟を棄却した。その後、被告は Du Page 郡巡回裁判所に対して、当該訴訟が既判事項の原則に基づき遮断される旨を主張して略式判決の申立てをなし、裁判所がこれを容れたため、原告が上訴。イリノイ州控訴裁判所の Nish 裁判官は、原判決を取り消し差し戻して、次のように判示した。

「……我々は、まず最初に、建築工事に関するリーエン受戻権喪失を求める訴えが、既判事項の適用との関係で、契約違反を理由とする訴えと同一の訴訟原因であるかどうかを判断する。……双方の訴訟原因が同一であるかどうかを判断する基準とは、それらが同一の事実関係に基づくものであるか、あるいは同一の証拠が双方の訴えの立証に必要とされるかどうかである。……既判事項「の原則」との関係では、建築工事に関するリーエンの受戻権喪失を求める訴えは、本質的にその基礎にある契約に基づく訴えと同一の訴訟原因であることは明白である。……したがって、もし原告がなんらかの救済を有するとすれば、既判事項の原則に対する他の例外、より正確にいえば、訴訟原因分割禁止の原則に対する例外から生じる。イリノイ州は、他の大部分の州と同様に公益上の問題として、一般に訴訟原因の分割を禁止している。……訴訟原因分割禁止の原則は、不知、錯誤または詐欺による「請求の」脱落がある場合、またはその原則を適用することが衡平に反するとき、緩和されてきた。……被告の行為を含めた、本件の特殊な事実関係によれば、我々はこの原則を厳格に適用することは衡平に反するものと認定する。……訴訟記録によれば、被告側は、請求の分割に対してなんらの異議も申し立てていない。我々は、被告が De Page 郡裁判所における訴訟の防御に同意したのであり、それゆえ、原告がなんらの救済も有しえないという明らかに不公正な結果に鑑みれば、被告が既判事項の原則を援用することは許されないものと判示する」。

本件では、原告が同一の訴訟原因を分割して、同時に数個の訴えを提起した場合に、被告が重複訴訟に対する異

議の申立てをしなかったときは、分割に同意したものとして、分割禁止の原則は適用されないと判示する。重複訴訟に対して被告が異議の申立てをしなかったときは、被告を多数の訴訟から保護する必要性（要保護性）が存しないと考えられるからである。

(4) *Schlaifer Nance & Co., Inc. v. Estate of Warhol* 事件 (1991)⁽³⁷⁾

この事件では、原告 *Schlaifer Nance & Co., Inc.* (SNC) と、被告 *Estate* との間で、被告が原告に対して *Warhol* の芸術作品、商標及び著作権についての排他的使用許諾権を付与する合意がなされた。その合意は、一定の項目に関する紛争を仲裁手続に付するものとし、他の項目については訴訟の余地を残す限定的な仲裁条項を含んでいた。原告は、被告が不実表示や、使用許諾権を有する商品の販売拒否等によりその合意に違反したとして被告を訴え、仲裁手続が係属中である。その後、原告は本件訴えを提起し、被告が *Warhol* の芸術作品上の権利を移転したのは、前記合意における仲裁の対象外とされる項目に反すると主張した。被告は、訴え却下の略式判決の申立て、または選択的に本件訴訟の停止を求める申立てをした。連邦地裁の *Stanton* 裁判官は、申立てを却下し、次のように判示した。

「……既判事項（の原則）は、前訴において主張することができたが、主張されなかった請求を遮断し、……それは仲裁にも妥当する。……既判事項（の原則）は、本件訴訟を遮断することができない。なぜならば、仲裁は終了していないからである。しかし、これと同種の『訴訟係属』の原則によれば、先行訴訟が判決に至っていないとしても、裁判所は同一の請求または争点を提出している先行訴訟のために、本件訴訟を却下しまたは停止させる固有の権限を有する。……被告は、それらすべての請求が単一の契約から生じ、既判事項の原則との関係では単一の請求の一部であると

主張する。……本件における請求は、当事者の仲裁の合意外のものである。なぜならば、それらは、使用許諾に関する合意における仲裁の対象外とされる項目の違反として、主張されているからである。それゆえ、仲裁はそれらの請求を遮断しえない。……被告は、限定的な仲裁条項の合意により、請求の分割に同意したことを認めている。……使用許諾の合意における限定的な仲裁条項が、そのような請求の分割を許容しているので、仲裁は本件訴訟を遮断しないであろう（「」内は、筆者追加）。

本件では、原告が単一の請求を分割して、その一部について仲裁手続を提起し、その手続の係属中にその請求の残部について訴えを提起した場合に、当事者間において、あらかじめ分割に対する合意が存在するときは、重複訴訟（手続）を構成しないものと判示された。被告が分割に対して合意しているため、要保護性が存在しないと考えられるからである。

(10) 572 P. 2d 966 (1978). 本件では、裁判所は、訴訟原因を「違法行為または事件」と定義しつつ、原告が身体上と財産上の損害に基づく賠償の請求と、子の治療費と労働力の喪失に基づく請求を分割して訴求した点に帰責性を肯定し、後訴を遮断すると判示したものと考えられる。

(11) 597 F. 2d 1323 (1979).

(12) 6 Kan. App. 2d 31, 626 P. 2d 806 (1981). 本件では、裁判所は、単一の違法行為が単一の訴訟原因を生じさせるとする、多数の州が採用する原則をとる旨を述べる。この判例の中で、裁判所は、訴訟原因分割禁止の原則との関係で、多数説と少数説という表現を使うことは誤解を招きやすいであろうと指摘する。より正確にいえば、双方の見解は、何が単一の訴訟原因を構成するところかの点で相違しており、双方の見解とも、単一の訴訟原因の分割を許容してはいないとする。

(13) 110 Ill. App. 3d 1066, 66 Ill. Dec. 744, 443 N. E. 2d 670 (1982). 裁判所は、訴訟原因分割禁止の原則とは、訴訟が終結すべきであり、何人も多数の訴訟により煩わされるべきでないという、明白かつ実質的な正義に基づくものであることを指摘している。

もつとも、本件では、Radostia が販売者と製造者に対して提起した訴えは反訴 (counterclaim) とされているが、厳密には共同訴訟人間請求 (cross claim) であらうと思われる。

(14) 358 N. W. 2d 48 (1984). 原告が前訴を提起した時点で、調停裁判所の事物管轄権の上限は、五〇〇ドルとされていた。

(15) Todd 裁判官の反対意見については、後述三・二を参照。

(16) 482 A. 2d 759 (1984). 裁判所は、判決のリステイトメント第二四条における注釈(g)、および例証14を挙げ、原告の訴訟原因分劃が禁止されるべきを指摘しつつも、*See RESTATEMENT (SECOND) OF JUDGMENTS § 24 (g), comment 14 (1982).*

(17) *See Maldonado v. Flynn, Del. Ch., 417 A. 2d. 378 (1980).*

(18) 502 A. 2d 1051 (1986).

(19) 702 S. W. 2d 33 (1986).

(20) Leibson 裁判官の反対意見については、後述三・二を参照。

(21) 505 N. E. 2d 908 (1987).

(22) 354 Mass. 448, 455, 238 N. E. 2d. 55 (1968).

(23) 566 So. 2d 318 (1990). 被保険者が自動車事故により財産上の損害と身体上の損害を被つたため、保険者が保険契約に基づき財産上の損害について被保険者に弁済し、その賠償請求権を代位して被告に対する前訴を提起し判決が言い渡された後、被保険者が身体上の損害の賠償を求めて後訴を提起することは、訴訟原因の分割を構成するであろうか。この争点について、*Rosenthal v. Scott* 事件では、裁判所は、財産上の損害賠償の範囲は身体上の損害賠償の範囲よりも早期に確定することが可能であり、代位した保険者に、彼が財産上の損害に対して支払った金額の賠償を数年間延期させ、あるいは負傷した当事者に、彼の身体上の損害の範囲が未確定のうち提訴させるようなことは衡平に反する点を指摘し、このような事例は、訴訟原因分割禁止の原則に対する例外を構成するものと判示した (150 So. 2d 433 (1961))。しかし、このような場合は、そもそも分割請求に対する帰責性を問うえない事例であろうと思われる。ただし、本件では、裁判所は、*Rosenthal* 事件の判例が適用されない旨を指摘した。これは、本件が *Rosenthal* 事件と異なり、被保険者が保険者からすでに財産上および身体上の双方の損害につき保険金の支払いを受けていること、また被保険者は、保険者の訴訟に対する参加を許可されたにもかかわらず、判決の取消しを求めなかったという事情によるものと思われ、この点に請求分割に対する帰責性を肯定したものと考えられる。しかし、保険者が被保険者の財産上の損害賠償請求

権を代位した場合、被保険者と保険者はそれぞれの請求につき独立した当事者資格を有すると考えられ、したがってこの場合は訴訟原因分割の問題ではなく、必要的当事者併合のルールの問題として処理すべきであるとの指摘がある。この点について、*see* F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE § 11.9, at 602-603 (1985). また、必要的当事者併合のルールを適用した判例として、*Chuniko v. LeMaitre*, 10 Mich. App. 490, 159N. W. 2d, 876 (1968). この点に ついて、拙稿「ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（四）」*国士館法学第二十六号*八二一―八四頁（平六）参照。

(24) 587 S. W. 2d 454 (1979). この事例は、累積的不履行の原則と、必要的反訴のルールとの関係について論じた興味深い判例であり、貸借人が貸借人に対して有する債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち、貸借人が前訴を提起した時点で、履行期の到来していた部分が必要的反訴のルールにより遮断されると判示された。

(25) 640 S. W. 2d 144 (Mo. App. 1982).

(26) 138 Cal. App. 3d 188, 187 Cal. Rptr. 698 (App. 1982). この訴えが提起された当時、少額裁判所の事物管轄権は七五〇ドルに制限されていたが、この訴訟の後、その管轄権は一五〇〇ドルに引き上げられた。See CALIFORNIA CODE OF CIV. PROC., § 116.2.

(27) 315 S. E. 2d 216 (Va. 1984).

(28) 66 Or. App. 567, 675 P. 2d 1074 (Or. App. 1984). この判例は、累積的不履行の原則を適用した事例である。

(29) 78 Or. App. 197, 715 P. 2d 1344 (Or. App. 1986). この事例では、継続的契約において相手方の履行拒絶がある場合は、累積的不履行の原則の適用は全く、単一の訴訟原因のみが生ずると判示された。See also *Kuhn v. Coast to Coast Stores*, 254 Or. 608, 610, 461 P. 2d 526 (1969). *Kuhn* 事件において、最高裁は、契約またはリースの履行拒絶が存在するときは、その違反は単一の訴訟原因のみを生じさせると判示し、履行拒絶後に分割給付契約の各不履行につき別個の訴えの提起を認めるリスティメントの立場を排斥した。オレゴン州法の下では、履行拒絶が発生したときは、すべての救済方法が単一の訴訟において請求されなければならないものとする。なお、本判例において引用されている *Bolte v. Aits*, 60 Hawaii 58, 587 P. 2d 810 (1978) に ついては、拙稿・前掲注（一）中村英郎教授古稀祝賀上巻一五七―一五九頁を参照。

(30) 506 So. 2d 1162 (Fla. App. 3 Dist. 1987).

(31) 367 S. E. 2d 493 (Va. 1988).

(32) 899 F. 2d 1007 (10th Cir. 1990). 本判決は、前訴が同意判決により再訴禁止を伴う却下がなされた場合にも、分割禁止の原則

が適用されるものと判示した。

- (33) *Petromanagement Corp. v. Acme-Thomas Joint Venture*, 835 F. 2d 1329 (10th Cir. 1988).
- (34) *Okl.*, 577 P. 2d 899 (1978).
- (35) 481 So. 2d 517 (Fla. App. 3 Dist. 1986). 本件において、裁判所は、この判決で述べられてきたことは、後遺症またはその他の損害についても同様に述べるべきであると指摘する。なるほど、自動車事故で身体上の損害を被ったことを理由として訴えを提起した原告は、その事故により将来生ずる身体上の損害の結果についても賠償を請求しなければならないものとされてきた。しかし、そのようにさせることは、同様の予期的かつ不必要な訴訟を助長し、また同様の推測的な証言や陪審の評決を将来し、同じような不衡平な結果を生じさせることとなるとする。
- (36) 177 Ill. App. 3d 656, 126 Ill. Dec. 738, 532 N. E. 2d 423 (Ill. App. 2 Dist. 1988). 裁判所は、イリノイ州が、大多数の裁判所と同様に、公益の問題として一般に訴訟原因の分割を禁止していると指摘する。そして、この原則の基礎にある政策とは、被告を応訴の煩から保護し、公衆を多数の訴訟から保護することであると述べている。
- (37) 764 F. Supp. 43 (S. D. N. Y. 1991).

三 判例の分析

前節では、アメリカの民事訴訟における訴訟原因分割禁止の原則が、現実の裁判においてどのように適用されているかを概観したが、本節では、これに基づいて、判例における訴訟原因分割禁止の原則の内容を理論的に検討してみたい。

1. 訴訟原因分割禁止の原則による後訴の遮断

(1) 判例における訴訟原因の意義　訴訟原因分割禁止の原則は、多数の訴訟を防止するという被告の利益と公益の観点から、原告が単一の訴訟原因を分割して、そのそれぞれについて複数の訴訟を提起することを禁止する。それゆえ、原告が異なる数個の訴訟原因を有するとされる場合には、この原則は適用されない。したがって、原告が単一の訴訟原因を有するのか、それとも異なる数個の訴訟原因を有するのかを判断する基準が必要となる。この点について、大多数の裁判所は、訴訟原因を「取引、事件または違法行為」と定義し、あるいは「単一の違法行為」⁽³⁹⁾、「単一の事件」⁽⁴⁰⁾、「同一の行為、契約または事件」⁽⁴¹⁾、「同一の事件」と広く定義しており、また双方の訴訟原因が「同一の事実関係」に基づくものであるか、または「同一の証拠」がその双方の立証に必要なかどうかを基準とするとする判例⁽⁴³⁾も存在する。これに対して、少数の裁判所は、訴訟原因の同一性を判断する基準を、「主たる権利」⁽⁴⁴⁾ (primary right) の同一性に求めており、事件の同一性を基準とする判例よりも、訴訟原因の範囲を狭く解している。このような訴訟原因の意義に関する理解の相違は、訴訟原因分割禁止の原則が適用される範囲についても、異なった結論をもたらすものと考えられる。

(2) 不法行為の領域　不法行為の領域において、訴訟原因分割禁止の原則が適用されるか否かが最も先鋭に現われる事例は、自動車事故の事例である。すなわち、原告が被告の自動車との衝突事故により財産上の損害と身体上の損害を被った場合に、まず第一に前者のみの損害の賠償を求めて訴えを提起し、勝訴または敗訴の判決が確定した後、第二に後者の損害の賠償を求めて再度訴えを提起することができるかどうかである。この点については、す

でに前節の判例の概観から明らかのように、大多数の裁判所は、単一の違法行為が身体上と財産上の損害を生じさせた場合、そのような行為は単一の訴訟原因を生じさせ、それぞれの損害について別個の訴訟原因を生じさせるものではないと判示する。⁽⁴⁵⁾したがって、原告が財産上の損害のみについて訴えを提起することは、単一の訴訟原因を分割したこととなり、身体上の損害の賠償を求める後訴は、既判事項の原則により遮断されることとなる。これに對して、訴訟原因の同一性の識別基準を主たる権利 (primary right) の同一性に求める少数の裁判所は、財産上の損害賠償を求める権利と身体上の損害の賠償を求める権利とは異なる権利を構成し、したがってそれぞれ異なる訴訟原因を生じさせるものと判示する。⁽⁴⁶⁾この見解によれば、財産上の損害賠償を求める訴えに對する判決の確定後、身体上の損害の賠償を求める後訴を提起することは、異なる訴訟原因に基づくものであるから、既判事項の原則に觸れず許されることとなる。

(3) 契約の領域 契約事件においては、一般に一つの契約は一つの事件を構成すると考えられている (May 事件)⁽⁴⁷⁾。したがって、単一の不可分契約から生じた一個の請求を分割して別個の訴訟の主題とすることはできない (Flora 事件)⁽⁴⁸⁾。また、分割給付契約のような可分契約については、その契約が単一の違反により終了せず、かつ主題とされる違反について後続する違反の前に訴えが提起されるならば、同一の契約に関する連続した違反に基づいて連続した訴訟の提起を妨げないものとされる。しかし、可分契約に関する特定の契約違反を理由として訴えが提起された時点で、その契約について他の違反が存在し、それが異なる訴訟原因を構成するほど独立したものでないときは、それらすべてが一つの不可分な要求を構成し、その訴訟に包含されなければならず、さもなければ排斥されるものとされる。⁽⁴⁹⁾このルールは、累積的不履行のルール (rule of accumulated breaches) とよばれる。⁽⁵⁰⁾しかし、

このような場合においても、例えば、*Snyder* 事件⁽⁵¹⁾では、賃貸借契約における期限の利益喪失条項に基づき、賃料全額について直ちに弁済期が到来したにもかかわらず、原告がその一部のみを訴求したときは、原告は訴訟原因を分割したものととして、残部に関する後訴は遮断されると判示された。裁判所は、期限の利益喪失条項が存在する場合の請求分割に対する原告の帰責性を肯定したものと考えられる。また、*Wilson* 事件⁽⁵²⁾では、被告が契約の全体を履行拒絶 (*repudiation*) したときは、その違反は単一の訴訟原因のみを生じさせるものとされ、したがって累積的不履行のルールは適用されないものと判示された。

2. 前訴裁判所における管轄権の制限と分割禁止原則

原告が、事物管轄権の上限に制限のある裁判所に、自動車事故から生じた財産上の損害賠償を求める前訴を提起した後、同一の事故から生じた身体上の損害賠償を求める後訴を通常裁判所に提起することは、訴訟原因分割禁止の原則に触れるものとして許されないであろうか。*Matsen* 事件⁽⁵³⁾では、原告は事物管轄権の上限がその当時五〇ドルであった調停裁判所 (*conciliation court*) に自動車の損害を理由とする前訴を提起し勝訴した後、身体上の損害賠償等を求める後訴を地方裁判所に提起した。裁判所は、原告が訴訟原因を分割したことを理由として、その後訴は遮断されるものと判示した。しかし、この判決に対して、*Todd* 裁判官は、次のような反対意見を述べている。彼は、既判事項の原則を、前訴で原告が敗訴した場合にその蒸返しを禁止する阻止 (*bar*) の効力と、前訴で原告が勝訴した場合に訴訟経済を理由とする吸合 (*merger*) の効力とを区別した上で、弁済士の関与なしで少額の請求の解決を求めることを目的とした調停裁判所のような簡易な手続では、前者の阻止の効力を認めれば十分であ

り、後者の吸合の効力は認めるべきでない⁽⁵⁴⁾と述べる。次に、Mells事件⁽⁵⁵⁾では、原告は事物管轄権の上限が一五〇〇ドルである治安判事裁判所に財産上の損害賠償の請求を求め訴えを提起し、勝訴した後、身体上の損害の賠償を求め訴えを上位裁判所に提起した。裁判所は、原告が彼の請求の一部を治安判事裁判所に提起することを強制されなかった⁽⁵⁶⁾のであり、原告が最初の訴訟を上位裁判所に提起していれば、財産上の損害と身体上の損害に関するすべての請求を提起できたにもかかわらず、任意に治安判事裁判所を選択して請求を分割した点を指摘し、身体上の損害の賠償を請求する後訴は、既判事項の原則に基づき遮断されると判示した。また、Kirchner事件⁽⁵⁶⁾では、原告は事物管轄権の上限が一〇〇〇ドルであった地方裁判所の少額請求部に財産上の損害の賠償を求め訴えを提起した後、身体上の損害の賠償を求め訴えを巡回裁判所に提起した。裁判所は、原告が訴訟原因を分割したことを理由に、後訴は遮断されると判示したが、Leibson裁判官は、次のような反対意見を述べている。すなわち、裁判所の多数意見は、リステイトメント二四条の訴訟原因の分割に関する一般原則を引用しているが、同二六条の分割の一般原則に対する例外の規定を見落としてしているとする。二六条は、原告が請求の分割を許容されるべきことが制定法体系上の意図とされているときは、分割の一般原則は適用されないとしており、少額請求法および少額裁判所は、まさにこの制定法上の体系に属すると指摘する。少額裁判所は、手続を簡易化し、少額の請求につき当事者本人が訴訟を遂行し、低廉かつ迅速な手続を一般公衆に提供することを目的としたものであり、極めて少額な財産上の損害の賠償を求めてこのような手続を利用した当事者が、後に身体上の損害の賠償を求め主たる請求を遮断される⁽⁵⁷⁾とする⁽⁵⁷⁾ことは、一般公衆に法というものが極めて技術的、不合理かつ不公平なものであることを証明する以外のなものでもないとする。これらの判例において、分割禁止原則の適用を肯定する見解は、原告が管轄権に制限

のない裁判所に財産上と身体上の双方の損害の賠償を求めて提訴することが可能であったにもかかわらず、あえて管轄権に制限のある裁判所に財産上の損害の賠償を求める訴えを提起した点に、分割に対する帰責性の根拠を見出すものと考えられる。これに対して、分割原則の適用を否定する見解は、これらの事例で財産上の訴えが提起された裁判所は、いずれも当事者本人が、自ら低廉かつ迅速に少額の請求について手続を遂行できるようにすることを目的として法が特別に創設した簡易な手続であり、法自体が後に主たる請求について訴えが提起されることを予定していると考えられるから、分割に対する帰責性を問いえないと考えるものと思われる。これらの裁判所が、本人訴訟を前提とした極めて簡易な訴訟手続である点を考慮すれば、このような手続に後訴の遮断という強い効果を伴う分割禁止の原則を適用することは妥当ではないであろう。

3. 訴訟原因分割禁止の原則と重複訴訟の禁止

原告が被告に対して単一の訴訟原因を有する場合、訴訟原因分割禁止の原則は、まず第一に原告がその一部を訴求し確定判決を得た後に、残部について後訴を提起することを遮断するものとして適用されるが、第二に、原告がその訴訟原因の一部について訴えを提起した後、その訴訟の係属中に訴訟原因の残部について別訴を提起した場合に、そのような重複訴訟を禁止するものとしても適用される⁽⁵⁸⁾。Mullen事件⁽⁵⁹⁾では、原告は、購入した自動車のブレーキの故障を理由として、契約上の担保責任に基づく訴えを提起した後、その訴訟の係属中に同一の自動車の変速装置とモーターの故障を理由として、同一契約上の担保責任に基づく別訴を提起した事件で、裁判所は、被告の訴訟係属の抗弁を容れ、同一の当事者間において同一の訴訟原因を訴訟対象とする前訴が係属中であるときは、第二

の訴えを却下することが適切であり、原告の行為は訴訟原因の分割を構成すると判示したが、前訴提起の時点で他の部分の故障を必然的に知り得なかったという事情が存在するときは、例外が承認されるであろうと指摘する。請求分割に帰責性が存在しないと考えられるときは、例外的に重複訴訟の提起を肯定しうる場合があることを認めるものと思われる。次に、Legas事件⁽⁶⁰⁾では、原告は被告に対して一五〇〇ドルの賃料債権を有していたが、少額裁判所の事物管轄権の上限が七五〇ドルであったため、半額の七五〇ドルの賃料債権の支払いを求めて、同時に二つの訴えを提起した。双方の請求につき欠席判決が言い渡され、その一つにつき執行が完了し、他方につき執行申立てがなされた時点で、被告はこの第二の判決が少額裁判所の管轄を超えて言い渡された無効なものであると主張した。原告は、被告が分割に対する異議の申立てを放棄したものと主張したが、裁判所は、法律家ではない被告が、原告の提起した二つの異なる訴えを併合して、単一の訴訟原因にするよう申し立てることを期待されるべきではなかったことを指摘し、分割禁止の原則が適用されると判示した。後に述べるように、被告が重複訴訟に対して異議の申立てをしないうときは、分割に同意したのものとして分割禁止の原則は放棄されるものとされるのが原則であるが、本判決は、被告に適切な異議の申立てを要求することが期待できない事情が存在する場合は、分割禁止原則の適用の要件を緩和して、異議の申立てがなされない場合にも被告を保護することを認めたものとして注目される。

4. 訴訟原因分割禁止の原則に対する例外

原告が単一の訴訟原因を分割した場合、残部に関する後訴の提起を遮断され、また重複訴訟の提起を禁止されることになるが、訴訟原因の分割について原告側に帰責性が存在しない場合や、被告側に要保護性が存在しないと考

えられるような場合には、分割禁止の原則は適用されないものと考えられる⁽⁶¹⁾。判例も、一定の事情が存在するときには分割禁止の原則の適用を否定する。Christian事件⁽⁶²⁾では、原告は、被告に対して保険契約違反を理由とする訴えを提起し、勝訴の確定判決を得た後、同一被告に対して、被告が害意をもって保険金支払いを拒否したことを理由として、不法行為上の責任を求める訴えを提起したため、被告は、分割禁止の原則を主張した。裁判所は、分割禁止の原則は、主として被告を応訴の煩から保護することを目的としており、被告が明示または黙示にこれを放棄することができ、また請求の分割が、被告自身の詐欺、詐術または違法な秘匿という行為により引き起こされた場合にも、被告がその原則を援用することを禁止されることを指摘した⁽⁶³⁾。そして、本件のように、被告が自らの害意の事実を秘匿したことは詐欺行為であり、分割禁止の原則の主たる目的である、被告を応訴の煩から保護するという目的は本件では妥当せず、被告が本件訴訟の遮断を主張することはできないと判示した。次に、Eagle-Picher事件⁽⁶⁴⁾では、原告が被告に対して、アスベスト病、癌の危険および精神的苦痛を理由とする訴えを提起した。本件では、原告が将来癌にかかる危険を理由とする損害賠償を求めることができ争点とされた。裁判所は、将来の損害賠償についても、分割禁止の原則が適用されることを肯定しつつ、本件のように分割禁止原則の目的である終局性と訴訟経済が対立するとき、両者を比較考量することが必要であると述べた。そして、本件では終局性を貫徹すると、予期的な訴訟の提起や訴訟の遅延をもたらし、また推測的な証言を助長することになり、訴訟経済に反し著しく衡平に反する結果となることを指摘した。その結果、裁判所は将来癌が発生した場合の原告の損害賠償の権利は留保され、そのような訴訟は分割禁止の原則の適用を受けないと結論付けた。この裁判所の推論は、確定判決後の後遺症に基づく追加賠償請求を肯定する一つの根拠となるものと思われる。第三に、Thorleif事件⁽⁶⁵⁾では、

原告は被告に対して建築契約の違反を理由とする訴えを提起したが、同日、建築工事に關するリーエンの受戻権喪失を求める訴えを他の裁判所に提起した。被告は、請負契約上のリーエン行使禁止条項の存在を主張し、また先行する第一の訴えによる救済の可能性を指摘したため、裁判所は第二の訴訟を棄却した。その後、被告は、第一の訴えが既判事項の抗弁により遮断される旨を主張した。裁判所は、公益上の観点から訴訟原因の分割は禁止されるとしつつ、その分割が原告の不知、錯誤または被告の詐欺により生じた場合、またはその原則の適用が衡平に反するとき、緩和されてきたことを指摘した。⁽⁶⁶⁾そして、本件では、原告の重複的な訴訟による請求の分割に対して、被告が異議を申し立てておらず、その分割に同意したのであり、既判事項の原則の援用を許されないものと判示した。⁽⁶⁷⁾被告が、前訴での原告の請求分割に対して異議を申し立てなかつたため、請求分割に同意したものと判示被告を多数の訴訟から保護する必要性(要保護性)が存在しないと判断したものと考えられる。さらに、Schlatter事件⁽⁶⁸⁾では、被告が原告に一定の芸術作品、商標や著作権についての排他的使用許諾権を付与する合意がなされ、その合意には一定の項目に關する紛争を仲裁手続に付するものとする限定的仲裁条項が規定されており、その条項に基づいて原被告間に仲裁手続が係属中である。その後、原告は、被告が仲裁の対象外とされる項目に違反したことを理由とする訴えを提起した。被告は、訴え却下または訴訟の停止を求める申立てをした。裁判所は、既判事項の原則が仲裁にも妥当することを認めつつ、本件における請求は仲裁の合意外のものであり、被告は限定的な仲裁条項の合意により、請求の分割に同意した点を指摘し、被告は係属中の仲裁に基づいて、重複訴訟を理由とする本件訴訟の停止の申立てをすることはできないと判示した。原被告間に、あらかじめ請求分割に対する同意が存在するものとして、被告の要保護性を否定したものと思われる。

なお、Bailey 事件は⁽⁶⁹⁾、請求分割禁止の原則が直接争点となったものではなく、先行する仲裁判断において当事者とされなかった者が、後訴において被告として争点遮断効 (issue preclusion) の防御的利用を主張した事例である。裁判所は、被告の主張を認容したが、この判決の中で、事実審理の終結後、新たなかつ予見不可能な治療を要する異常が生じた場合のような特別の事例では、原告の適時の申立てに基づき例外を許容することができ、その方法として再審理 (new trial) の許可⁽⁷⁰⁾または判決に関する救済 (relief from judgment)⁽⁷¹⁾の存在を指摘している。後遺症が発生した場合の救済方法として極めて興味深い指摘であるが、これらの救済方法の要件が厳格に解釈されるとすれば、前述の Eagle-Picher 事件のように、明らかに分割禁止の原則自体に例外を認め、後遺症に基づく後訴の提起を認めることが妥当であろうと考えられる。

- (38) *E. g.*, Retherford v. Halliburton, 572 P. 2d 966 (1978).
- (39) *E. g.*, Pretz v. Lamont, 6 Kan. App. 2d 31, 626 P. 2d 806 (1981).
- (40) *E. g.*, May v. Parker-Abbotto Transfer and Strage, Inc., 899 F. 2d 1007 (10th Cir. 1990).
- (41) *E. g.*, Mullen v. Genaral Motors Corp., 640 S. W. 2d 144 (Mo. App. 1982).
- (42) *E. g.*, Mells v. Billops, 482 A. 2d 759 (Del. Super. 1984).
- (43) *E. g.*, Thorleif Larsen & Son v. PPG Industries (1988).
- (44) *See e. g.*, Andrews v. Christenson, 71 Or. App. 442, 692P. 2d 687 (Or. App. 1984); Childers v. F. A. F., 171 Ga. App. 232, 319 S. E. 2d 90 (1984).
- (45) 身体上の損害と財産上の損害を同時に生じさせる単一の違法行為が、単一の訴訟原因を生じさせると裁判所が判示する州につき、*see* Annotation, *Simultaneous Injury to Person and Property as Giving Rise to Single Cause of Action—Modern Cases*, 24 A. L. R. 4th, 653-655 (1983).
- (46) 同一の個人に対して身体上と財産上の損害を生じさせる違法行為が、異なる権利を侵害し、したがって異なる訴訟原因を生じ

40 年 6 月 25 日 裁判所による決定の要旨を参照。 *id.* at 685-686.

- (47) See *May v. Parker-Abbotto Transfer and Storage, Inc.*, 899 F. 2d 1007 (10th Cir. 1990).
- (48) See *Flora, Flora & Montague v. Saunders*, 367 S. E. 2d 493 (Va. 1988).
- (49) See *e. g.*, *Stowell v. R. L. K. And Co.*, 66 Or. App. 567, 675 P. 2d 1074 (Or. App. 1984) ;
- (50) *J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE* § 4, 5, at 630 (1985) ; *C. CLARK, supra* note (2), at 480-482.
- (51) *Snyder v. Exum*, 315 S. E. 2d 216 (Va. 1984).
- (52) *Wilson v. Western Alliance Corp.*, 78 Or. App. 197, 715 P. 2d 1344 (Or. App. 1986).
- (53) *Mattsen v. Packman*, 358 N. W. 2d 48 (Minn. 1984).
- (54) *Id.* at 51-53.
- (55) *Mell v. Billops*, 482 A. 2d 759 (Del. Super. 1984).
- (56) *Kirchner v. Riberd*, Ky., 702 S. W. 2d 33 (1986).
- (57) *Id.* at 35-37.
- (58) *C. CLARK, supra* note (2), at 472 ; See also Annotation, *supra* note (45), at 650, 660.
- (59) *Mullen v. General Motors Corp.*, 640 S. W. 2d 144 (Mo. App. 1982).
- (60) *Lekse v. Municipal Ct. of Ventura County*, 138 Cal. App. 3d 188, 187Cal. Rptr. 698 (App. 1983).
- (61) See Annotations, *Applications of Doctrine of Res Judicata to Item of Single Cause of Action Omitted From Issues Through Ignorance, Mistake, or Fraud*, 2 A. L. R. 534-542 (1919), and 142 A. L. R. 905-910 (1943).
- (62) *Christian v. American Home Assur. Co.*, Okl., 577 P. 2d 899 (1978).
- (63) *Id.* at 905. See also Annotations, *supra* note (61), 2 A. L. R. 541, and 142 A. L. R. 910.
- (64) *Eagle-Ridder Industries, Inc. v. Cox* 481 So. 2d 517 (Fla. App. 3 Dist. 1985). この判決の要旨を参照。
- (65) *Thorleif Larsen & Son v. PPG Industries*, 177 Ill. App. 3d 656, 126 Ill. Dec. 738, 532 N. E. 2d 423 (Ill. App. 2 Dist. 1988).
- (66) もちろん、請求分割に対する不知が請求者の過失に基づくときは、例外の適用はなく分割禁止の原則が適用され、また、請求分割に対する錯誤が、請求者の不注意または錯誤に基づく場合も、前訴判決は後訴を遮断するものとされる。この点について

アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開

see Annotations, *supra* note (61), 2 A. L. R. 537, and 142 A. L. R. 907, 908.

(67) See also Annotation, *Waiver of, by Failing to Promptly Raise, Objection to Splitting Cause of Action*, 40 A. L. R. 3d 108 (1971).

(68) *Schlaiter Nance & Co., Inc. v. Estate of Warhol*, 764 F. Supp. 43 (S. D. N. Y. 1991).

(69) *Bailey v. Metro. Property & Liability Ins.*, 24 Mass. App. Ct. 34, 505 N. E. 2d 908 (Mass. App. Ct. 1987).

(70) See *Fed. R. Civ. P.* 59, 再審理の申立ては、判決登録の後一〇日以内に送達されなければならないものとされている。 *Id.* 59(b).

(71) See *id.* 60(b). 再審理の申立てや上訴提起のための期間は、それぞれ一〇日及び三〇日と極めて限られており、この期間内に発見されない多くの判決の瑕疵が存在するため、判決に関する救済の申立ては、瑕疵ある判決を回避する唯一の可能な方法を提供するものと思われる。 See J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note (50), § 12. 6, at 568. その申立ては、相当の期間内になされなければならないものとされ、特に(1)錯誤、不注意、不意打ち、免責される過失、(2)相当の注意により、ルール59(b)の再審理の申立て期間内に発見できなかった新たな証拠、(3)詐欺、不実表示またはその他の相手方の違反行為を理由とする場合は、判決登録後一年以内になされなければならないものとされている。

四 結論——必要的請求併合の視点からの再構成——

以上の検討を通して、アメリカの民事訴訟における一部請求の問題が、裁判所によりどのように処理されているかを考察してきた。大多数の判例は、同一の取引または事件から構成される単一の訴訟原因（請求）分割禁止の原則を適用し、原告が単一の訴訟原因を分割してその一部について訴えを提起し、確定判決を得た後、残部について後訴を提起することを禁止し、また原告が単一の訴訟原因を分割して同時に数個の訴えを提起するときは、重複訴訟にあたるものとしてそのような別訴の提起を不適法なものとして処理してきた。他方、原告が不知、錯誤により

その訴訟原因を分割した場合のように、原告に訴訟原因の分割について帰責性を問いたくないような場合には、分割原則の例外を肯定し、また原告の訴訟原因の分割に被告が明示または黙示に合意し、またはその分割が被告の詐欺行為により引き起こされた場合のように、被告に要保護性が存在しないと考えられるときも、分割禁止の原則に対する例外を肯定してきた。その他、分割禁止の原則を適用することが衡平に反するとみられる場合にも、同様の例外が認められた。このように、判例は訴訟原因分割禁止の原則を機械的に適用しているのではなく、分割に対する原告側の帰責性及び被告側の要保護性を考慮して、個々の事件に応じた柔軟な解決を目指しているということができよう。

これに対して、判例における訴訟原因分割禁止の原則を、新たな視点から捉えなおそうとする学説がかなり以前から主張されつつある。すなわち、これらの学説は、訴訟原因分割禁止の原則を、原告が同一の取引または事件から生じた数個の請求を併合して訴えなければならぬとするルールとして構成する⁽⁷²⁾。この見解は、関連した紛争の一体的な解決の要請を、訴訟原因（請求）の概念に求めるのではなく、同一事件から生じた数個の請求の「必要的併合」という法技術に求めている。したがって、この見解によれば、第一に、訴訟原因（請求）を取引または事件により定義するのではなく、実法的視点から定義することにより、判決効（既判力）の範囲を明確化することが⁽⁷³⁾できる。と同時に、第二に、濫訴による不利益から被告および裁判所を保護するため、原告は、同一の事件から生じた数個の請求を併合して訴えなければならぬのであり、前訴で併合されなかつた請求に基づく後訴の提起は、前訴での原告の請求不併合に対する帰責性を前提として遮断されることになる⁽⁷⁴⁾。したがって、前訴での請求不併合に対して、原告に帰責性が存在しないと考えられるときは、後訴の提起が認められることになり、後訴の可否の決

定について、より柔軟な判断を行うことが可能となる。⁽⁷⁵⁾そして、この必要的請求併合のルールは、現在のところすでにミシガン州裁判所規則⁽⁷⁶⁾、およびペンシルベニア州民事訴訟規則⁽⁷⁷⁾において明文化されるに至っている。

わたくしも、判決効の範囲の明確化という観点からは、わが国の民事訴訟においても実体的な視点から、現に原告が分割請求した部分と残部とは異なる訴訟対象（請求）を構成するものとみることが妥当であると解しつつ、これらの数個の請求が同一の事件から生じたときは、原告はこれら数個の請求の併合を信義則上要求される場合があるものと考えたい。そして、数個の請求の併合が必要とされる、事件の同一性の判断基準としては、請求を現実の事件という観点から定義するリステイトメントの基準が参考となる。⁽⁷⁸⁾すなわち、①それらの事実が、時間、場所または動機の点で密接に関連しているか、②それらの事実が便利な訴訟の単位を形成しているか、③それらの事実を単一の事件として取り扱うことが、当事者の期待や取引の慣例に従っているかどうかである。また、その適用の要件としては、原告側に請求の不併合に対する帰責性が存在すると考えられる場合であり、かつ多数の訴訟による応訴の煩から被告を保護すべき必要性（要保護性）が存在することが必要であると解する。⁽⁷⁹⁾そして、このような要件が存在する場合に、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴の提起は遮断されるものと考ええる。また、原告が前訴において併合を必要とする請求を併合していないときは、その請求をその訴訟において追加的に併合しなければならぬものと解する（必要的追加的変更）。⁽⁸⁰⁾さらに、原告が同一の事件から生じた数個の請求のそれぞれについて別個の訴えを提起することは、重複訴訟として禁止されることになる。そして、この必要的請求併合のルールは、一部請求の問題だけではなく、請求権競合等の事例についても適用することができると考える。

(72) 必要的請求併合のルールをとる見解については、前掲注（9）に掲記の文献を参照。

- (72) See Schopflocher, *What is a Single Cause of Action for the Purpose of the Doctrine of Res Judicata?*, 21 Ore. L. Rev. 319, 363 (1942).
- (74) *Id.* at 364.
- (75) *Ibid.*
- (76) MICHIGAN COURT RULE 2. 203 (1985). ミシガン州裁判所規則における必要的請求併合のルールについては、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学法研論集第三六号一四七頁(昭六〇)、同「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)」、「(二)」[国士館法学第一九号一四一頁(昭六二)；二二号一〇九頁(平二)；二四号三二頁(平四)]を参照。
- (77) PENNSYLVANIA RULES OF CIVIL PROCEDURE 1020 (d)(1) - (4), 42 Pa. C. S. A. ルール一〇二〇(d)は、もし取引または事件が、同一の者に対して、択一的な訴訟原因をも含めて二個以上の訴訟原因を生じさせるときは、それらの訴訟原因は、その者に対する訴訟において異なる訴因により併合されなければならない、と規定する。また、同ルール一〇二〇(d)(4)は、ルール(d)(1)により必要とされる訴訟原因を併合しないときは、その訴訟原因は、その訴訟のすべての当事者に対して放棄されたものとみなされなければならない、と規定する。近時、この規則における必要的併合のルールが争点とされた興味深い判例がある (*Hineline v. Stroudsburg Elec. Supply Co., Inc.*, 586 A. 2d 455 (Pa. Super. 1991))。この事件の概要は、次の通りである。原告は、被告電気会社の被用者であったが、被告が被用者等を視覚および聴覚により監視する四個のカメラを設置した。この監視設備は、被用者等に秘密に使用されていたが、原告がこの監視設備を発見し電源を切ったため、これを知った被告が原告を即座に解雇した。そこで、原告が違法解雇を理由とする第一の訴えを提起し、監視設備は違法であり解雇は公益に反すると主張したが、この訴えは予備的異議の申立てにより棄却され、控訴裁判所により支持された。その後原告は、プライバシーの侵害とペンシルベニア州および連邦盗聴法の違反を理由とする本件第二の訴えを提起した。一審裁判所は、妨訴抗弁の性質を有する被告の予備的異議申立てを認め訴えを却下し、ペンシルベニア州民事訴訟規則のルール一〇二〇(d)によれば、原告は本件の訴訟原因を、違法解雇を理由とする前訴に併合することを要求され、従って原告は本件の訴訟原因を放棄したと判示したため、原告が上訴。同州上位裁判所の *Montemuro* 裁判官は、上訴を棄却し次のように判示した。「……本件控訴事件における争点とは、事実審裁判所が、プライバシー侵害と盗聴の違反を理由とする控訴人の訴訟原因が違法解雇を理由とする訴訟原因と同一の取引または事件から生じ、それゆえペンシルベニア州民事訴訟規則一〇二〇(d)により必要的併合を要求したことが違法であるかどうかである。……ルール一〇二〇(d)は、請求の性質にかかわ

らず、原告が同一の取引または事件から生じたすべての訴訟原因を単一の訴訟に併合することを要求する。ルール一〇二〇(d)により必要とされる訴訟原因を併合しないときは、その請求を放棄したものとされる。……それゆえ、我々は控訴人の二つの訴状の事実的な基礎を審理し、違法解雇、プライバシーの侵害および盗聴の違反が同一の取引または事件から生じたのか否か、すなわちそれらの請求が共通の事実上の背景または共通の法律上の問題を含んでいるか否かを判断する。……主張されているすべての訴訟原因は、共通の事実上の背景と法律上の問題を共有している。なぜなら、それらは被控訴人が音声機能を有するビデオ・カメラを使用することにより違法な行爲を行ったという前提に基づくからである。……双方の事件が提起する事実上および法律上の争点の相互の関連性を前提とすれば、我々は控訴人の訴訟原因が同一の取引または事件から生じ、従って同一の訴状において併合されるべきであったと判示する。我々の結論は、被告と裁判所制度に対して、それぞれ同一の事件から生じた多数の訴訟を防御させまたそれらを解決させるといふ重い負担を負わせないものとするルール一〇二〇(d)の目的と調和する。この判例は、必要的請求併合のルールが、被告と裁判所を多数の訴訟から保護することを目的とすること、必要的併合のルールの適用の前提となる取引または事件の同一性の要件を、数個の請求が共通の事実上の背景または共通の法律上の問題を含むか否かという視点から考察していること、またこのルールの効果として、併合されなかった請求は放棄したものとみなされることを明確に指摘した判例であり、判決効の領域における今後の新たな方向を示すものとして注目される。

(78) See RESTATEMENT (Second) OF JUDGMENTS § 24(2) (1982).

(79) 私見の詳細については、拙稿・前掲注(1)中村英郎教授古稀祝賀上巻一七二—一七八頁を参照。

(80) したがって、訴えの追加的変更には、任意的追加的変更と、必要的追加的変更の二類型が存在することになる。また、訴えの交換的変更についても、それが訴訟経済の観点から必要と考えられるときは、請求不併合に対する帰責性が存在しない場合とし、正当化されると考える。